

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年10月21日
【会社名】	株式会社ウッドワン
【英訳名】	WOOD ONE CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 中本 祐昌
【本店の所在の場所】	広島県廿日市市木材港南1番1号
【電話番号】	0829(32)3333(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役経理部長 藤田 守
【最寄りの連絡場所】	広島県廿日市市木材港南1番1号
【電話番号】	0829(32)3333(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役経理部長 藤田 守
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	社債
【届出の対象とした募集金額】	一般募集 1,400百万円
【安定操作に関する事項】	該当事項なし
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成25年10月15日付をもって関東財務局長に提出した有価証券届出書及び平成25年10月18日付をもって関東財務局長に提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、平成25年10月21日に振替社債の総額を増額のうえ決定しましたので、これに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

- 1 新規発行社債（短期社債を除く。）
券面総額又は振替社債の総額の欄
発行価額の総額の欄
利率の欄
申込期間の欄
欄外注記
- 2 社債の引受け及び社債管理の委託
(1) 社債の引受け
- 3 新規発行による手取金の使途
(1) 新規発行による手取金の額
(2) 手取金の使途

3【訂正箇所】

訂正箇所は、_____ 野で示してあります。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行社債(短期社債を除く。)】

券面総額又は振替社債の総額の欄

(訂正前)

券面総額又は振替社債の総額(円)	金1,000百万円(注)12.
------------------	-----------------

(訂正後)

券面総額又は振替社債の総額(円)	金1,400百万円
------------------	-----------

発行価額の総額の欄

(訂正前)

発行価額の総額(円)	金1,000百万円(有価証券届出書提出日現在の見込額である。)
------------	---------------------------------

(訂正後)

発行価額の総額(円)	金1,400百万円
------------	-----------

利率の欄

(訂正前)

利率(%)	未定 (平成25年10月23日から平成25年10月25日までのいずれかの日(以下「利率決定日」という。)において東短ICAP株式会社が提示する円の4年スワップ・オフアード・レートに1.70%を加えた率~同レートに1.80%を加えた率を仮条件とする。)(注)13.
-------	--

(訂正後)

利率(%)	未定 (平成25年10月25日(以下「利率決定日」という。)において東短ICAP株式会社が提示する円の4年スワップ・オフアード・レートに1.70%を加えた率~同レートに1.80%を加えた率を仮条件とする。)(注)12.
-------	--

申込期間の欄

(訂正前)

申込期間	平成25年10月25日(注)14.
------	-------------------

(訂正後)

申込期間	平成25年10月25日
------	-------------

欄外注記

(訂正前)

(注)

<前略>

12. 振替社債の総額については、上記のとおり内定しているが、需要状況を勘案したうえで増減することがあり、平成25年10月21日に正式に決定する予定である。なお、最も増額した場合は、3,000百万円となることがある。

13. 利率については、上記仮条件により需要状況を勘案したうえで、利率決定日に決定する予定である。

14. 申込期間については、上記のとおり内定しているが、利率決定日において正式に決定する予定である。なお、申込期間については、需要状況を勘案したうえで、繰り上げることがある。当該需要状況の把握期間は最長で平成25年10月18日から平成25年10月25日までを予定しているが、実際の利率の決定については、平成25年10月23日から平成25年10月25日までのいずれかの日を予定している。したがって、申込期間が最も繰り上がった場合は、「平成25年10月23日」となることがある。

(訂正後)

(注)

<前略>

12. 利率については、上記仮条件により需要状況を勘案したうえで、利率決定日に決定する予定である。

(注) 12.、14. の全文削除及び13. の番号変更

2【社債の引受け及び社債管理の委託】

(1)【社債の引受け】

(訂正前)

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	1,000	1.引受人は、本社債の全額につき、買取引受を行う。 2.本社債の引受手数料は各社債の金額100円につき金35銭とする。
計	-	1,000 (注)2	-

(注) 1. 引受人、引受金額及び引受けの条件については、上記のとおり内定しているが、利率決定日に買取引受契約を調印する予定である。

2. 引受金額の合計額については、平成25年10月21日に正式に決定する予定である。

(訂正後)

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	1,400	1.引受人は、本社債の全額につき、買取引受を行う。 2.本社債の引受手数料は各社債の金額100円につき金35銭とする。
計	-	1,400	-

(注) 引受人、引受金額及び引受けの条件については、上記のとおり内定しているが、利率決定日に買取引受契約を調印する予定である。

(注) 1. の番号及び 2. の全文削除

3【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

(訂正前)

払込金額の総額(百万円)	発行諸費用の概算額(百万円)	差引手取概算額(百万円)
1,000	15	985

(注) 上記金額は、有価証券届出書提出日現在の見込額である。

(訂正後)

払込金額の総額(百万円)	発行諸費用の概算額(百万円)	差引手取概算額(百万円)
1,400	16	1,384

(注) の全文削除

(2) 【手取金の使途】

(訂正前)

上記差引手取概算額985百万円は、全額を平成26年3月期に到来する金融機関からの借入金の返済の一部に充当する予定です。

(訂正後)

上記差引手取概算額1,384百万円は、全額を平成26年3月期に到来する金融機関からの借入金の返済の一部に充当する予定です。